





■選挙平等の原則  
現在は憲法に「公務員の選挙については成年者による普通選挙を十分認識しておくことが大切で選挙人の義務であります。現在の選挙制度は次の三つの原則から成り立っています。

人間のくらしが進むにつれて、その集団のなかの政治もいろいろな形で発展してきました。市町村や県単位のものは、地方自治、国家単位のものは中央政治、国際社会単位のものは国際政治といわれます。

つまり政治とはどのような社会でも、その社会を運営し、その社会の共同生活を向上させていくためには、その社会内の個々人の意見のほかに、その人々が従わなければならない団体としての意見があるはずです。このような団体の意見をまとめて運用する行動が政治であるといえます。

たとえば、私たちの住む街の政治をみると、国の法律に基づき、いろいろの条例を定め、予算によって市民生活の安定と向上をはかりますが、このような団体意志を決定するすべての過程で、これにかかわりのあるいっさいの行動が政治であるわけであります。

ですから、市議会議員を選挙して団体意志の決定に参加させようとする行動も政治であり、市民生活を守り育てるあまりを定めたいとか、こういう事業に予算を計上させたいとかいうので、世論を盛り上げようとする努力も政治です。

運用の場合も同じで、一度定めた団体意志を実行しようとするいっさいの行動はすべて政治なのです。ですから、今回行われる市議会議員選挙は、市民の意志を団体意志につなぐ重要な意義を持つています。

私たちがそれぞれ直接政治に参画することはむずかしく、代表を選んで個々の意志を政治に反映させることにより、政治参加が成り立つのです。

この代表を選ぶのが選挙で、四年に一度しかない大変重要なチャンスといえます。私たちの街の未来はどうするか——の糸口をほぐしてくれる人を代表として選ぶことが、悔いのない明るい選挙になります。ですから、心して選挙にのぞまなければなりません。

では、わが国の現在の選挙制度はどのようにになっているのかを、十分認識しておいてください。

現在の選挙制度は次の三つの原則から成り立っています。

投票所入場券は投票日の約五日前までに、有権者のみなさんに郵便でお届けします。

もし入場券が届かなかったときは、市選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

入場券は、投票日まで確実な場所に保管しておき、投票当日氏名を間違わないようにして投票所の受付へ出してください。

万一人入場券を失くしたからといって棄権するようなことをしないで投票所の受付でその旨申し出ていただくと投票することができます。

**入場券は投票日の約五日前までに郵便でお届けします**

### 選挙のできる人

昭和三十年八月十一日以前に生まれた人で、本年の四月二十九日以前に勝山市に転入、住民登録をし、引き続いている人

に郵便でお届けします。

もし入場券が届かなかったときは、市選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

入場券は、投票日まで確実な場所に保管しておき、投票当日氏名を間違わないようにして投票所の受付へ出してください。

万一人入場券を失くしたからといって棄権するようなことをしないで投票所の受付でその旨申し出ていただくと投票することができます。

### 選挙のできない人

投票日まで市外へ転出した人

■公民権を停止されている人

投票日に他の市町村に滞在している場合

投票日の当日、自分の投票区以外のところで仕事に従事しなければならない場合。

(2) やむを得ない理由(例えは新婚旅行)または事故(例えは先で病気やけがなど)のため、投票日に他の市町村に滞在している場合。

(3) 病気、負傷、妊娠、老衰あるいは、身体障害のため歩行が困難で投票日に投票所へ行けない場合。

投票日に投票に行けない理由を宣誓書に記載するだけで不在者投票ができます。

■不在者投票をする人は、印鑑を忘れないでください

不在者投票をする人は、印鑑を持った市選挙管理委員会事務局へおいでください。

投票日に投票に行けない理由を宣誓書に記載するだけで不在者投票ができます。

投票所で「代理投票」を申し出でください。

補助者が立会い、投票をすることができます。投票の秘密は堅く守られますので安心して申しだしてください。

代理投票とは

身体が不自由だったり、文盲のため自分で候補者名を投票用紙に書くことのできない人は、

投票所で「代理投票」を申し出でください。

補助者が立会い、投票をすることができます。投票の秘密は堅く守られますので安心して申しだしてください。

### 投票所が一部変ります

不在者投票をされる人は七月三十一日から八月九日までの間に

八月十日の投票日に一定の事由により投票所へ行って投票することができます。不在者は、不在者投票ができます。

不在者投票をする場合、次のことがないように注意してください。

投票所は即日開票で午後七時三十分から市民会館で

今回の選挙の投票時間は、公職選挙法に伴い午前七時から午後六時までです。

ただし、次の投票所は閉鎖時間が一時間繰り上げ、午前七時から午後五時までです。

投票時間は午前七時から午後六時まで

八月十日の投票時間は、公職選挙法に伴い午前七時から午後六時までです。

投票所は即日開票で午後七時三十分から市民会館で行います。

開票は即日開票で午後七時三十分から市民会館で

八月十日に行われる市議会議員選挙の開票は、即日開票で午後七時三十分から市民会館で行います。

参考観察者は、二百十人に制限されますが、参考希望者は、午後七時から受けますから、時間までに市民会館玄関前へおいでください。

### あなたの投票所はつぎのとおりです

投票所名	施設の名称	投票区の区域	投票所名	施設の名称	投票区の区域
第1投票所	市役所	元町1丁目、本町2・3・4丁目	第13投票所	木根橋道場	木根橋
第2投票所	中央保育所	沢町1丁目、本町1丁目 榮町1・2・3・4・5丁目	第14投票所	小原分校	小原
第3投票所	北保育所	沢町2丁目、芳野町1・2丁目 長山町1・2丁目	第15投票所	谷教会	谷
第4投票所	田勝山中学校	昭和町1・2・3丁目、旭町1丁目	第16投票所	杉山分校	杉山
第5投票所	成器南幼稚園	片瀬、旭町2・3丁目 元町2・3丁目、立川町1・2丁目	第17投票所	野向公民館	竜谷、竹林、聖丸、深谷、牛ヶ谷、北野津又、横倉
第6投票所	芳野原分校	上芳野、芳野原	第18投票所	荒土公民館	松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金島、新保、松崎
第7投票所	猪野瀬公民館	毛屋、猪野、高島、若猪野、猪野口、西高島、平泉寺町岡横江	第19投票所	細野分校	境、戸倉、西ヶ原、新道
第8投票所	平泉寺公民館	平泉寺、笹尾、赤尾、大渡、墺倉、神野、経塚	第20投票所	北郷公民館	西妙金島、繪曾谷、新町、志比原、上森川、下森川、東野、岩屋
第9投票所	岩ヶ野公民館	岩ヶ野、大矢谷、小矢谷、上野、池ヶ原	第21投票所	北郷西幼稚園	伊知地、坂東島、上野
第10投票所	村岡公民館	郡町1・2丁目、滝波、五本寺、黒原寺尾、淨土寺、滝波町1丁目	第22投票所	鹿谷公民館	保田、西光寺、北西俣、矢戸口、西邊羽口、本郷、東邊羽口、杉俣、志田、発坂、出村
第11投票所	柄神谷公民館	柄神谷、暮見、野向町薬師神谷	第23投票所	遅羽公民館	下荒井、ほう崎、大袋、新道、北山、蓬生、中島、千代田、比島
第12投票所	北谷公民館	中尾、北六呂師、河合			

### 選挙豆辞典

#### ～勝山市議会議員選挙結果～

市議会議員選挙が、大選挙区制になりましたから、2回選挙が行われました。その結果を表にしましたので参考してください。

選挙投票日	42. 8. 13	46. 8. 8
選挙人名簿登録者	20,887	22,147
当日の有権者	20,501	21,804
投票総数	19,097	20,164
投票率	93.02%	92.48%
有効投票総数	18,970	20,064
議員定数	26	26
立候補者数	29	28
当選人最高得票数	1,097	1,095
最低得票数	475	459
選挙運動費用制限額	259,600	365,000

義理人情 選挙の時は質に入れ



選挙終了まであづけよ:

坂井直治

最も身近かな選挙だけに、有権者一人一人が選挙を正しく理解する。最も明るい選挙をすることが、私たちの街の将来を一層明るく住みやすいものにするのではないでしようか。

このように選挙制度が定められ、主権在民の精神が守られているのですから、私たちは、その権利を正しく行使する義務があるわけです。最も身近な選挙だけに、有権者一人一人が選挙を正しく理解する。最も明るい選挙をすることが、私たちの街の将来を一層明るく住みやすいものにするのではないでしようか。

選挙平等の原則や、投票自由の原則が確立されたとしても選挙手続きが公正に行われなかつたならば、選挙の意義がなくなってしまいます。極端な例をあげれば、一方の候補者ばかりに選挙運動を許されたとしたら、選挙を通じて国民の意志を政治に反映させるなどということは思いもよらないことになり、ひいては選挙に対する国民の信頼を失うことになります。

そこで公職選挙法は、投票や開票のとき管理者や立会人の制度を設けたり、選挙運動の期間や、その方法を統一したり、あるいは選挙事務関係者の選挙運動を禁止したり、公務員の選挙運動を制限するなど選挙の公正を確保するためいろいろ配慮がなされています。

投票は選挙人が自分自身の、自由な判断に基づき、最も信頼できる人に一票を投ずることが大切です。そのためにはだれに投票したかをだれにも知られることのないように、また、そのことでだれからも責められることのないようにする必要があります。

憲法が「すべて選挙における投票の秘密はこれを侵害してはならない」と規定しているのは、投票自由の原則を保障するものです。

## 選挙自由の原則

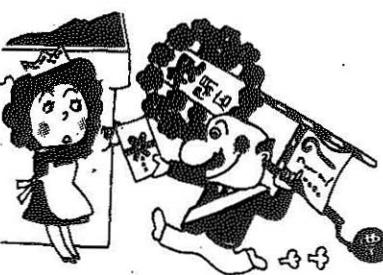
## 選管委員長談話

選挙が行われるたびに「明るい選挙」をと盛んに呼ばれています。

ところが一向にその効果は現れていないのが実情のよう

悔いのない明るい選挙を  
天 立 満ふるさとの未来を  
市議会議員選挙

おくらない  
もらわない  
もとめない



選挙法を守らない  
候補者を  
ボイコットしよう

参加することができます。

以前は納稅額によって差別されたり、婦人に選挙権が与えられないかったのですが、大正十四年にすべての成人男子に選挙権が認められることにより納稅要件が撤廃され、更に戦後は婦人に選挙権が認められ、ここに普通選挙が確立されたのです。





公開座談会で会場いっぱいの参加者を前に勝山の産業の将来を話し合う代表者ら

市は基幹産業である織維が不況にあり、将来の市の発展が憂慮されていることから、もう一度市の産業を見直し、発展する街づくりをみんなで考えよう。というねらいで、同青年会議所 자체が春から研究を重ねて来ました。しかし、この問題は広く市民に訴えてこそ意義があり、街づくりにつながるものと、市区長連合会、商工會議所、勝山・北郷両織物工業協同組合、市農業協同組合、市連合婦人会、勝山地区同盟の後援を得て、「産業と街づくり」をテーマに市民会議を開きました。

会場には市民約六百人が詰めかけ、主催者の勝山青年会議所野辺理事長、高野市長、後援団体を代表して松村商工会議所会頭がそれぞれあいさつ、ます市の現状と問題点を提起するスライドを上映、続いて中川県知事が、「奥越の産業と県政」について講演、知事は織維産業の体質改善と新製品の開発商品化を強く訴えるとともに自然を守り育む産業の振興にビッグ・グリーン計画を生かすことを参加者に呼びかけられました。

引き続ぎアンサーキュラーカー（集団反応測定機）を使い、七つの設問に対し、主婦や織維関係者ら百人の市民がボタンを押して回答。これに基づいて金沢大学の齊藤晃吉教授を司会者に高野市長、渡辺智県商工労働部長、白木竜治本郷商業会長、藤田蘇久郎市文化協議会委員長、太田秀一勝山地区同郷議長、力

の明るい未来を拓くべき意見が活発に出されました。

このについて出席者は▽県や市は不況に対し積極的な対策が必要▽市は不況に対し危機感を持つていない▽市の商工観光行政は、職員が少ないなどもつと力を入れるべきだ▽企業説教は産業道路の早期着手から

れました。

一法大教授は「景気変動に強い産業を誘致、多角化を図ることだ。例えば大学など知識集約型を……。またこれまでのよう

に自動車客を中心とする方向に光開発は、自然破壊を招くだけ、反省すべき時期にきている。

鉄道利用客を中心とする方向にもってゆくことが今後の課題である」とまとめました。

このあと、「産業と街づくり」の明日の課題と題し、力石定一法大教授が講演、光合成の開発が遅れている。即ち太陽エネルギーの利用をもつと真剣に研究しなければならない。一方高成長から低成長への移行により国民自体の生活パターンのエンジが必要となり、インスタントから工芸の負荷価値の高い製品が要求されてくると考えられる。従って産業もクリーンで

石定一法大教授、野辺紳治青年会議所理事長の各界代表が公開座談会を行い、これに対し会場の市民からも活発な意見が出されました。

設問（七つ）については、▽今度の織維不況で影響があったか▽あつた七五%▽勝山の織維産業が今後も市内全工業の七〇%の生産高を続けられると思うか▽思わない八〇%▽現在のまま販路を続けると、三分の一の機業は絶滅せざるを得ないという意見があるがどうか▽そうだと思う八三%▽勝山の機業はファッショング産業へ進出すべきだ七九%▽観光開発は必要か▽必要だ七四%▽市の将来に明るい希望を持っているか▽希望がある六六%▽と回答が出ました。

これについて出席者は▽県や市は不況に対し積極的な対策が必要▽市は不況に対し危機感を持つていない▽市の商工観

光行政は、職員が少ないなどもつと力を入れるべきだ▽企業説教は産業道路の早期着手から

だなどの意見が活発に出されました。

このについて出席者は▽県や市は不況に対し積極的な対策が必要▽市は不況に対し危機感を持つていない▽市の商工観

光行政は、職員が少ないなどもつと力を入れるべきだ▽企業説教は産業道路の早期着手から

だなどの意見が活発に出されました。

このについて出席者は▽県や市は不況に対し積極的な対策が必要▽市は不況に対し危機感を持ついない▽市の商工観

光行政は、職員が少ないなども

